明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務七五）　一
○北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約の改正に関する件（外務六六）　三
○学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（文部科学一九）　三
○学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件（同二〇）　三
〔公告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金変更関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　四